議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成29年5月9日

亀 山 市 議 会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成29年5月9日(火) 午前9時56分~午前11時39分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員 部 会 長 服 部 孝 規

副部会長岡本公秀

部 会 員 西川憲行 髙島 真 新 秀隆

会 長 中村嘉孝

副 会 長 森 美和子

- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 草川博昭 議事調査室長 渡邉靖文 水 越 いづみ 髙 野 利 人
- 6 案 件 1. 第46回検討部会の確認事項について
 - 2. 議会改革白書2017への掲載内容の確認について
 - 3. 議題
 - (1)機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
 - (2) 長期欠席者への対応について
 - 4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時56分 開 会

- ○部会長(服部孝規君) それでは、第47回議会改革推進会議検討部会を開会します。 まず、第46回検討部会の確認事項について、事務局お願いします。 髙野さん。
- ○議会事務局員(高野利人君) それでは、お手元の事項書をごらんください。

第46回検討部会の確認事項についてということで、まず1つ目でございます。機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、こちらにつきましては、議長任期について、 従前からご議論をいただいております。

前回につきましては、前々回、2年任期を基本に会派へ持ち帰って議論をしてほしいということで、 前回、その結果を各会派からご報告いただきました。それで、基本的に新和会さんを除く会派につい ては2年でよいという回答をいただきまして、新和会さんにつきましては負担がやはり2年ですと大 き過ぎて、なり手がなくなる心配があるというようなことで、1年ではどうかというようなご回答を いただいております。

それで、議論をいただいた結果、議長の負担を減らす手法といたしまして、議長公務の軽減という部分で、挨拶とかそういったことで出向いていただく機会を議長だけ、あるいは副議長に限るのではなくて、委員長、あるいは地元の議員まで拡大するルールを決めておいてはどうかと。それによって負担を軽減できるのではないかというようなご議論をいただきました。そのことを踏まえて、今回、再度会派へ持ち帰って、2年でどうだというご議論をいただくということで、前回は終わっております。

続きまして、2番の項目、長期欠席者への対応についてということでございますが、こちらにつきましては、前回は鳥羽市さんと尾鷲市さんの事例を比較表に並べまして、ご議論を始めていただきましたが、やはりちょっと2市では不足するという部分もございまして、2市に加えて事例をさらにふやして議論を進めようということで、今回に持ち越しとなっております。以上でございます。

- **〇部会長(服部孝規君)** 以上のとおりですが、何かご意見、質問がありましたら。よろしいですか。 (「はい」の声あり)
- **〇部会長(服部孝規君)** それでは、2つ目の議会改革白書2017への掲載内容の確認ですが、これはありませんので、次に進めたいと思います。

髙野さん。

○議会事務局員(高野利人君) 決定事項については今回ございませんが、請願者による請願の趣旨 説明の件なんですけれども、4月27日の議会運営委員会で、それまで検討部会で検討していただい た制度の位置づけ、運用のルール及び手続に関する例規の整備等々の案を議会運営委員会にてご確認 をいただいております。そして、内容については検討部会の案のとおりご確認をいただきましたので、ご報告だけさせていただきます。

これにつきましては、5月19日の推進会議に最終諮りまして、そこで決定という形になりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇部会長(服部孝規君) 請願者の趣旨説明の機会、議会運営委員会でも確認をされて、今度の19 日の推進会議で最終決定されるということで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) では、議題に入ります。

まず1つ目が、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてという問題です。

これはずうっと引き続き議論をしている問題ですけれども、前回、先ほども事務局から説明のありましたように、新和会さんを除いては、おおむね2年でいいだろうというような意見をいただきましたが、その後、新和会さんの議論がどうなったのかをまず。

それでは岡本副部会長。

○副部会長(岡本公秀君) うちへ持ち帰って話をしたんですが、現在のように、基本を1年として、 再任は妨げずという条項があるので、それで2年間を申し合わせにするというやり方もないこともないし、といって、2年間をベースにして、ちょっとえらいという場合は1年で辞表を出すと。それも ありなんやわね。どちらというのは、ちょっと決めかねる面もあったんやけれども、結果的にいうと、 うちも2年間で了承と。

ということで、基本を2年にして、耐えられやん人は1年でやめることもあり得ると、それでいいんじゃないかと決まりました。

〇部会長(服部孝規君) 一応、これで原則的に2年ということでそろったわけですけれども、その線で進めるということでよろしいですか。何か、特に検討を要するような問題はありますか。気になるところとかありますか。

新委員。

〇部会員(新 秀隆君) 特に気になることではないんですけど、やっぱり公の場で皆さんに言う場合に、さっき言った耐えられなくなるという表現よりは、諸事情によりとか、そういう表現だけ、穏便な形で進めたほうがよいのではないかという、ただ意見です。

〇部会長(服部孝規君) 髙島委員。

○部会員(髙島 真君) 先ほどもあったんですけれども、挨拶の事例とかいろいろあって、今まででも、かわりで僕、行ったことも多々あるので。しかしながら、一番の基本原則としては、議長になりたい人って、はいと手を挙げるわけやで、2年するんやという腹をくくってきてもらわんと、ああえらいや、ヘチマやという話じゃなくて、もう誰もしてくれんなら推薦もあるんやけど、してくれとは言うてへんのやで、します、させてくださいと言うて、手を挙げてくるのが今までの事例ですやんか。だから、2年は腹をくくってきてくださいよという話と違いますかねと思いまして。

〇部会長(服部孝規君) それは基本やと思いますね。

ただ、人間のことやから体調を崩したり、入院をしたりとか、病気をしたりというようなことを起こり得るので、その場合は岡本さんの言うように、そこまで2年を縛るという話ではないという。その程度の理解でよろしいわね。何か、えらいで嫌やわというような、新委員の言うのは、そんなんはあかんよと。しんどいでやめるわと、2年といって引き受けたけれども、もうこれはしんどいでやめるわ、1年でと。これはやっぱり通らないという。それだけの覚悟は持ってほしいと。

そういうことで、じゃあ、2年を基本にということでいきたいと思います。

これについては、推進会議かな、最終的に。渡邉室長、どうですか。

- ○議事調査室長(渡邉靖文君) 議会の役員の選出については、代表者会議でやっております。
- **〇部会長(服部孝規君)** 代表者か。別に、任期満了までの間に結論を得ればいいんやで、別に急ぐことやないし、今すぐこれを決めたからといって動くものやないし、改選後、動く話なので。

だから、言われるように、あえて代表者会議にも入れて、もう一遍そこでも意見を交換して、最終的には推進会議でということでいきましょうか。

渡邉室長。

- ○議事調査室長(渡邉靖文君) 会派の意見をいただいていますので、代表者会議を開いても一緒の 方向になるとは思いますが、一応ご確認いただいて、推進会議のほうがいいかと思います。
- **〇部会長(服部孝規君)** そうやな。そうしましょうか、手順として。そういう手順を踏んでいけば、より全体のものになるかなと。そこでもし異論が出るようやったら、もう一遍もむということもあるかもわからんし、重大な問題が出てくればね。

それでは、別に急ぎませんけれども、次回、代表者会議が開かれるときにということで、副議長、 特にこれのために代表者会議をということやなくして、何かの代表者会議を開く事項があったときに これを入れてもらうというようなことでいいかなと思います、急ぎませんので。

それでは、そんなことで、代表者会議で議論をし、その後、推進会議ということで、これについて は進めていきたいと思います。

もう一つ、委員長のほうは、前回のときにはいろいろ委員会の数の問題まで多分出てくるので、と りあえず議長、副議長だけを議論してきたんですけれども、どうしましょう。今、こういう形である 程度、合意が得られたので、委員長の任期の問題もこれから引き続き議論しますか。

髙島委員。

- **〇部会員(髙島 真君)** 委員長、議長、副議長は、次の選挙で改選された人のために、ざっくりとしておけばいいとは思うんですわ。今、委員長任期にしろ、いろんな任期というのは、次の改選された人がまたやればいいんじゃないのかなあと。今やってしまっておると、あのときこうやってしておいたでと、新しい子もいますやんか。おるのかなあ、おらんのかはちょっとわからないですけど、次に改選された時点で、その人らの判断というのも必要かなあ。それこそ委員会は2つでいこうという人もおると思いますけどね。その辺の判断は次でいいんじゃないかなあと思いますけど。
- 〇部会長(服部孝規君) 任期満了までは、この問題は議論せずにということやね。 髙島委員。
- **〇部会員(髙島 真君)** 議長、副議長の問題はざっくりしておるもんで、これで次の人のために申し送れると思うもんで。
- **〇部会長(服部孝規君)** ほかに意見はありますか。 新委員。
- **〇部会員(新 秀隆君)** ちょっと把握不足なんですけど、機構改革とかいうのは、行政的には今、 進んでおる、情報的には事務局として何か捉えていますか。
- 〇部会長(服部孝規君) 機構改革、どうですか。草川局長。
- ○議会事務局長(草川博昭君) 機構改革ですけれども、以前からも話が出ておりますように、来年、 平成30年度から機構改革をするというふうなことでお聞きしているところでございます。

まず、実施に向けて検討しておると思いますので、恐らく来年度は機構改革になるだろうというふうには思っております。

○部会長(服部孝規君) ほかに意見はありますか。

西川委員。

- ○部会員(西川憲行君) 議論は続けていくべきではないかなあと思います。それでどういう結果が出るにしても、やっぱり据え置いて、後へ後へと先送りしていくのではなくて、やっぱりいろんな問題点、課題点を浮き彫りにしていった中で、じゃあそれをどうしていくんだという議論は進めていって、最終的に議長任期を2年にしたときに、委員長との任期の誤差が出て、やっぱりやりづらいねとか、これでもいけるなあというね。とりあえず議長、副議長は2年にかえるということが先行していますので、それを見た上でというのは大事ですけど、やっぱりそれに合わせて、それまでにできることはしておいたほうがいいんじゃないかなとは思います。
- **〇部会長(服部孝規君)** 一応、一通りもらいましょうか。 岡本副部会長、どうですか。
- **○副部会長(岡本公秀君)** 僕は、委員会は今の時点で特に手をつける必要はないと思うし、このままでいいと思いますよ。そして、新しいメンバーが決まってから、改選でね、その後で、例えば委員会を2つにしようとか、今のように3つでいこうとか、そういったことも考えたらいいことであって、とりあえず今回は議長、副議長だけでおさめておいてもいいと思います。
- **〇部会長(服部孝規君)** ただ、改選後、委員会をいじるというのは、なかなか大変やと思う。要するに、誰かぽーんとトランプさんの大統領令みたいに、ぽーんと出せるような立場の人がおればともかく、やっぱり合意を得やんならんということになると、やっぱり議論せんならん。議論したら、やっぱりそれだけの期間がかかるもんで、やるのなら、もう今のうちにやっておかんと、来期からというのは難しいと思うのやけどな。

引き続き議論は続けていきますか。この検討課題が終了ということやなくして、この問題については引き続き検討課題として議論していくということでよろしいかね。

西川委員。

- **〇部会員(西川憲行君)** あるいは検討課題として、別に委員会のあり方だけ抜き出すかですよ。
- **〇部会長(服部孝規君)** だから、もうこれはこれで、セットでええんと違うかなと思うんやけどね。ただ、議長・副議長の問題については、一応、方向性が見えたけれども、委員長については見えていない問題なので、これについてはまだ検討課題としては終了しないということで、引き続き議論をしていくということにしたいと思いますが、よろしいですか。もちろん、結論が出れば来期からになるし、結論が出なければ、もう来期も難しいということでなるやろうと思うもんで。これは議論次第かなと。

西川委員。

- **〇部会員(西川憲行君)** ただ、ここのカルテでいうと、これは任期のみのことが書いてあるので、 委員会の数のことにまでは踏み込んでいないので、そういう意味ではちょっと別建てで、委員会のあ り方という形で、委員会の分け方であったり、任期も含めた委員会そのものを検討するという形をと ったほうがいいのかなあという意見です。
- **〇部会長(服部孝規君)** ただ、任期を議論する上で、どうしても避けられないのが委員会の数が2つか3つかという議論がどうしても出てくるので、もうセットやね。だから、任期を議論するということは、イコールもう委員会の数を議論することとセットやと思うの。だから、別段、これを特別取り出してせんでも、常任委員長の任期を議論するということは、イコールもう委員会の数の議論にな

らざるを得ないというふうに思うのやけどな。

〇部会員(西川憲行君) そういう考え方ならそういう考え方で全然オーケーです。

○部会長(服部孝規君) そのことは、当然なってくると思う。前も言ったけど、今なら3つの委員会で4年の任期のうちに一回りして、まだ1つは別のところへ行けるという、そんな計算ができるんやけれども、2年にすると、当然委員長だけやなしに委員もそうやでね、セットやから。つまり、委員会が3つあったとしたら、2つの委員会ということやね、4年間でね、所属ということ。例えば、引き続きやる人やったら、4年間1つの委員会ということもあり得るわけやな。だから、そういうことも考えていったときに、果たしてそれでいいということになるのかな、議会全体としてね、議員さんのあれとしては。いや、やっぱり一通り回りたいさという意見なのか、そこらも出てくるかなということでね。やっぱり委員会の数もちょっとあわせて議論せんと。

もうセットで議論して、結論が出るか出やんかということやね。出なければもうということで。引き続き、それじゃあ検討課題として。だから、次回、次のときは委員会の問題をやりましょうか。

今、例えば県内で定数が何人で委員会が幾つというような、そういう資料だけでも。それか、もしくは類似都市なんかで、定数18のところで委員会がどんなふうに、3委員会なのか、2委員会なのかというのも参考で出してもらえたらと。

委員会の数だけやなしに、重複を認めておるか、認めていないかということも含めて、ちょっと資料をじゃあ次回。

ちょっと休憩します。

午前10時20分 休 憩 午前10時24分 再 開

○部会長(服部孝規君) それでは、休憩を解きます。

もう一つの委員長の任期の問題については、委員会の数とも関連するということで、引き続きこれについては、この検討部会で検討を続けていきたいと思います。次回、そのときに参考になる資料として、県内もしくは類似都市で幾つか上げてもらって、定数と委員会の数、それから複数所属を認めているかどうか。このあたりの資料を出していただいて、それをベースに一遍議論をしましょうか。全国議長会で、何かそんなのはあるやろうか。例えば、今回のあれにあった。

渡邉室長。

○議事調査室長(渡邉靖文君) たしか、18人に定数が減るときに、議運で視察へ行くということで、その常任委員会について。それで、全国の類似団体ということで、5万人ですやんか、うちが。5万人前後で、全国から、その人口を抽出して、そこから定数18を選んで、その全ての、18人の定数で5万人前後の自治体でどういう委員会構成かというのを全部抽出して調べたんですよ。

だから、それはできます、最新版で。たしか、あのときは3パターン全て、1個ずつ視察に行って きたということができますので、数は出ます。

〇部会長(服部孝規君) そうしたら、それももし出るのやったら、またいただこうかな。

後で相談しますけれども、次回の会議がどう考えても7月。6月議会を超えて、7月の中ぐらいまで、多分もうこの部会が持てないと思うので、時間はあるので、ちょっとそれなら事務局のほうにお願いをしておきたいと思います。

そんなことでよろしいですか、この問題に関しては。

- **〇部会長(服部孝規君)** じゃあ、最後の長期欠席者、前回から検討を続けているやつであります。 それでは、まず事務局に資料の説明をお願いします。 髙野さん。
- O議会事務局員(高野利人君) それでは、お手元に配付させていただきました横長のA3、資料 2-1 と 2-2 をごらんいただきたいと思います。

まず、資料2-1でございますが、前回、これは鳥羽市と尾鷲市という形で提示をさせていただきました。特例を設けておる市でございます。前回、鳥羽市、尾鷲市でご提示をさせていただきましたが、それに加えまして桑名市、多治見市、西脇市を追加しております。桑名市、多治見市につきましては28年に制定をしておるという、新しいところでということで、ちょっとピックアップをさせていただきました。それと、最後の西脇市でございますが、これにつきましては尾鷲市と同様、刑事事件についての条項を設けておるということで、1つ加えさせていただいております。

それともう1枚、資料2-2のほうでございますが、これにつきましては、本則を改正しておる市を3つピックアップをさせていただいております。以前にもご紹介はさせていただいたところではございますが、岩沼市、それと江津市、札幌市ということで、3市、本則を改正しておる市を並記させていただいております。以上でございます。

〇部会長(服部孝規君) 改めて資料を調べていただいて、議論をしていきたいんですけれども、前回は鳥羽を基本にということやったんですけれども、鳥羽を基本に置いて、他市のものを含めていくというのか、不十分なところを含めていくというようなことで進めますか。どんなふうに議論を進めていきましょう。

一遍、読みましょうか、一つずつ。これは初めて見るわけやな、皆さん。だから、例えば趣旨なら趣旨というところをまず5つ読みますか。

- **〇部会員(西川憲行君)** うちがどこまでするかということですよね。
- **〇部会長(服部孝規君)** どこまでするかとは。もうちょっと説明して。 西川委員。
- **〇部会員(西川憲行君)** 亀山市として条例をつくるときに、例えば刑事事件を条例文に入れるか入れやんかとか、それから趣旨としても、ここは会議等の欠席というだけのところと、それから議員としての職責というような、ちょっと住民の信頼に反した場合とか、曖昧な部分とかありますやんか。そうやで、広くとっていくのか、もう本当に細かく細かく1個ずつ書いていくのかという、その程度の部分が多分、関連してくると思うんですわ。

そうやで、大きくとっておいて、どれでもこの条文のどこかにはまるやろうというような書き方の 条例をつくっていくのか、書いていないことはもう全部セーフなんやというふうにするのかというと ころやと思うんですよ。

〇部会長(服部孝規君) そうやなあ。

それで、趣旨から始めるというのは、要するに骨組みが、今、西川委員も言われたけれども、この 条例で何を規定しているのかということをうたってあるのが趣旨やと思うんですわ。だから、ここの ところをまず確定して、例えば亀山市はこういうことについては書きますと、こういうことは書きま せんとかいうことがはっきりしたものを趣旨としてぽんと上げるんやと思うんやね。だから、そうい う意味では、まず趣旨から入って、この5市の趣旨を比べてみて、亀山市はその中でどのスタンスでいくのかということから、まず議論を始めていくのがええのかなというふうに思う。

例えば、刑事事件を入れないというんやったら、西脇市のような例は、その部分は参考にはできない、ならないというような判断もできるし。だから、趣旨のところでまず議論しましょうか。

ちょっと読んでみましょうか。

趣旨、鳥羽市。第1条、この条例は、鳥羽市の議会の議員が鳥羽市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとすると。

それから、桑名市。この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、桑名市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとする。

多治見市。この条例は、議員の職責に鑑み、多治見市議会議員が疾病その他の事由により多治見市議会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるものとすると。

尾鷲市。この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、尾鷲市議会議員が議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとすると。

それから、西脇市。この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、西脇市議会議員が議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。

つまり、後半部分はほぼ一緒なんやね。だから、最初の2行から3行のあたり、このあたりの問題やと思うんやね。この中で、特にやっぱりこれはうたうべきやというものがあれば、まず出してもらおうかな。それと、これは要らんのちゃうかというものがあれば。まずそこから議論しましょうか。 岡本副部会長。

○副部会長(岡本公秀君) 鳥羽市の場合は、要は理由のいかんにかかわらず、お休みになった場合のことを淡々と述べておるわけやわな。それも僕はええと思うんですよ。ただ、あとの残りは議員の職責及び議会への市民の信頼の確保云々ということは、要は不祥事を起こして議会にもろくに出てこんのに金だけ払うということに関する世間の風当たり、国会議員でそういう例がありましたね。参議院議員なんかが詐欺で捕まって、判決がおりて身柄を確保されておるにもかかわらず、自分が辞表を出さんもんやから、いつまでも金だけは払わざるを得んという、これは新聞で大々的に報道されたこともあったわけですが、そういうことを念頭に置いておる感じが強いよね、それ以外のは。

だから、やっぱり世間の風当たりが強いのは、病気で休むというのは同情もあるし、気の毒にという面もあるんやけど、刑事事件に連座して、パクられてという話になってくると、それは市民の批判は非常に強いですわね。何でそんな人間に金だけ払うのという話やんか。だから、そういうことを念頭に置くとなってくると、鳥羽市以外はそういう色彩が強いんかなあと思います。

だけど、議会に出てこれやんという現象だけをとると、理由は何であれ、職責が全うされておらんというのは間違いないわけやから、僕は鳥羽市の案というのが、淡々と述べておるわけやけれどもね、その理由のいかんにかかわらず、病気であろうが、行方不明であろうが何であれ、やはり結果論で、

結果的に議会の会議にも参加できないというのをこれで示したら、それでいいんじゃなかろうかと思いますけどね。僕は鳥羽市でいいんじゃないかと思いますね。

○部会長(服部孝規君) 僕もこれを読んでみて思ったんやけど、鳥羽市は今、岡本さんの言われたように、本当に欠席したらもうということになっておるんやね。ほかを見ると、例えば、多治見は疾病その他の事由という、少し具体的に欠席の理由を上げているわけやね。もう一つ、尾鷲とか西脇とかというのは、もう具体的なものを一切書かずに、職責及び議会への市民の信頼に反したと、非常に抽象的やね。具体的に何も書いていない。そういう場合には減らしますよという。これは3通りあるのかなと。もう長期欠席した、とにかく出てこんだらもうアウトという考え方と、それからある程度、理由を示して、こういう理由で欠席した場合はだめよというのと、それからそういうことは一切示さずに、とにかく市民の信頼に反した場合という非常に抽象的な物の言い方で、そういう趣旨をうたうのか。この3通りやなと思うんですけれどもね。

副部会長。

○副部会長(岡本公秀君) さっき部会長の言うように、そういうふうな前置きを見ると、例えば長期欠席の理由に関して一々検討して、これは適用されるとか、この人は病気やから、これはもう市民の信頼云々というのに特に反したわけでもないし、結果的に病気になったのは責めることもなかなかできやんで、まあとか、そういう個別のことで一々、この人には適用しようかとか、この人は新聞沙汰になるようなことをやったとか、この人はどこかへ行ってしまって行方不明やから当然やとか、そういうことを個別に審査しなあかん事態になってくるんじゃなかろうかと思うんですよね、この趣旨の書き方によっては。そこら辺のことを、やはりただ単に、理由はともかくも出てこなかったらアウトよというふうに決めたほうが、個別の審査となってくると同情が入ったり、いろんな要素が入ってくる面があるので、それも難しいかなと思います。

〇部会長(服部孝規君) わかりやすいほうがいいですよね。 ほかに、どうぞ意見を。
髙島委員。

○部会員(髙島 真君) 僕も副部会長と一緒で、基本的に、身柄を拘束されて、まだ容疑者の段階で一市民なわけで、それをどうのこうのと言うておる話やなくて、もう出てこやんだらアウトと。それのほうがきれいですやん。一々案件を出してきて、この人はこうで、一応、刑事事件として否認していましてどうのこうのというレベルの話では、容疑者と受刑者の違いのような話であって、この西脇市さんとか、あんなんを見ておったら、もう市民向けの条例をつくってきておるのかなあと思って。基本的に、議員としては、もう出てこやんだら病気や何やと関係なく、すかっとやれるので僕は一番いいのかなあと。僕も副部会長の意見には、もうまるっきり賛成。

〇部会長(服部孝規君) あと、お二人さんは。 新委員。

〇部会員(新 秀隆君) 私も、お二方のように鳥羽市、桑名市的なところなんですけど、ちょっと 消去法的な表現で申しますと、この長期というのはどの辺を指すのかとか、どの期間とか。あと、疾 病とか、この多治見市のなんかはあれですけど、疾病のとき、その他の理由とあるけど、なぜここで 疾病と。じゃあ、交通事故はどうなるのやとか、そういう細かいことを言っていたら、そんな限定は しやんほうがいいんやないか。だから、鳥羽市とか桑名市のほうの、余り細かいことを、とにかく長 期の欠席をしたというふうな事実といいますか、それを重視していく形の。

本当に以前、髙島委員が言っておったように、やっぱりいろいろ刑事事件というのは、本当にその人が容疑の段階で犯罪者になるかならんかとか、またはめられたりするということもありますから、それをどこの時点で判断するかというのは非常に、また誰が判断するかというのも、それは難しい話ですので、それでもう、そういうふうに懸念される何か行いがあったからやで、欠席したのは欠席やというふうな形で、髙島さんの言われるような、長期欠席は事実欠席なんやで、そこだけを捉えたらええやないかというふうな意見でいいんじゃないかなと思います。

〇部会長(服部孝規君) 今言われた長期間というのは、ここに入ってくるね。減額のときに、何日を超えると長期間の扱いで減額をされるかということで決まってくるんで、長期間という期間がここで出てくると思う。だから、趣旨のところでは長期間といううたい方だけでいいんやろうと思うけどね。

髙島委員。

〇部会員(髙島 真君) さっきのつけ加えのがあれやったんですけど、これで長期間休むと、理由は何であれ、長期間休んだらもうだめよというのにしておいてあっても、これって飛んでいく話なんですけど、そうしたら、それを言われて不服があるんだと。それで裁判にかけましたといったら、これは負けるような条例ですよね。

これはもう負けるの。理由は、本当に細かく、それこそ刑事事件で被告になって、受刑者になった 時点でもう終わりですよとか書いておけばいいんやけど。僕は、鳥羽市の意見は大賛成なんやけど、 これって経営者の意見ですよね、どっちかといったら。経営者は、もう休んだら終わりやと言うてお るだけの話で、それは裁判になったら負ける話、もう絶対負ける。

一例が、うちのところとは言わんけれども、交通事故を起こして、人身事故を起こしたと。そうしたら、それは懲役に値するような感じになってきたもんで、もう首を切っておきましょうかと首を切った。そうしたら、家族からも本人からも、それはおかしいといって裁判をかけられたら負けるんです、すこんと。びっくりするぐらいの話があったん。

だから、そこまで働いておる人というのは、僕らは給料なのか報酬なのかということから論じていかなあかんのやけど、それってすごく難しくなる話で、8対2やったら、8とればいいんやけど、五分五分の話やったら、そんな人はおらんと思うけど、裁判にかけられたら負けるような話、絶対。

〇部会長(服部孝規君) 副部会長。

○副部会長(岡本公秀君) 髙島委員の意見もわからんことはないけど、雇用者と被雇用者という力関係とかそういうのと、議員と例えば市当局と市民との三すくみの状況とは、ちょっとわけが違って、ナメクジと蛇とカエルみたいな三すくみの関係があるやんか、市民と議員と市当局というのはね。そこら辺のことがあって、雇用者、被雇用者というわけでもないし、別に我々は市当局に雇われておるわけでもないんやけれども。

だから、そこら辺のことは、裁判沙汰になってどうなるかは僕もちょっと本当をいってわからんわけですよ。だけど、一般の民間企業とか公務員では、どのくらい休んだら首が飛ぶんかというのも、僕もはっきり知らんし。そういうふうなことを考えなあかんのですかね。

〇部会長(服部孝規君) そうそう、そこは違うんやと思うな、解雇やあれへんでね。 髙島委員。

- **〇部会員(髙島 真君)** じゃあ、これって辞職勧告を出すのか、給料を減らすぐらいのレベルの書き方なのかなあと思ってみたり。
- **〇部会長(服部孝規君)** 基本的には減らす、減額措置をするということであるんやと思うな。 西川委員。
- ○部会員(西川憲行君) 僕も鳥羽市の、全部休めばいいんじゃないのというのでいいと思うんですけど、ただ本人に一切責任がない、例えばさっき言われましたけど、交通事故も本人は極端な話、1○・ゼロで被害者やったと。そうやけれども、入院して出てこられないと。そうした場合の救済部分というもの。

この鳥羽市のを見ておっても、最後のほうで、問題があれば議長が議運に諮って決定するみたいな文言があるので、多分ケース・バイ・ケースで、この人には減額しよう、この人には減額しないではなくて、減額された人から異議申し立てがあったときに、そういう理由やったら減額するのはおかしいから戻しましょうねという部分を残しておけば、僕はもう言われるような問題もちょっと軽減できて、一切とにかく議会に出てこんだら給料を減らすよと。その理由も、こうこうこういう理由なので、私にはどうしてもと。疾病なら自分の責任かもしれないですけど、そういう交通事故とか、あるいは北朝鮮に拉致されたとかね。極端な例ですけど、自分ではどうしようもないんやというときには、そういう異議申し立てをすれば、後で救済できるみたいな部分を残しておけばいいのかなあというふうに思います。

〇部会長(服部孝規君) この3枚目に適用除外というのがあるわな。だから、ここである程度、いわゆる除外事項を書いてある。

例えば、鳥羽の場合やと、1は公務上の災害等、それから2は、その他議長が前号に準ずると認める場合ということで、ある程度ここで救済は。何でもかんでも、とにかく長期間休んだらもう減額というようなことやなくして、やっぱりこういうような適用除外を決めておるわけやね。

だから、基本的にこの鳥羽市のようなスタンスで、長期間欠席した場合というふうなうたい方をして、適用除外のところできちっとするという方法もあるんかなあと思うけどね。でないと、言われるように本当に長期間、確かに欠席はしたけれども、例えば何かの犯罪で容疑者にされて捕まって勾留されたとかね。それで結局、無実やったと。その場合、そんなんやったらその間の減額されたお金はどうしてくれるのやという話にもなるわな。だから、要するに捜査当局が誤って逮捕したわけやな、結果的に言うとな。そんなものまで減額されるんかと。確かに、それは出席はしてないよ。出席はしていないけど、それは自分の意思でじゃなくして、自分の意思にかかわらずということやで、そんなものまでされるのもどうかなという思いはある。

副部会長。

○副部会長(岡本公秀君) さっきおっしゃったように、いろいろ異議申し立てもある場合があるけど、それは部会長の言わはるように、適用除外というのがきちっとするのやで、それは個別に審査をできると思うんやね。

例えば、僕が消防団で招集を受けて、事故が起きて、もう半年以上、病院のベッドの上におったということもあり得るわけですやんか。そういうときは、これを適用されても、ちょっと待ってくださいよと。そもそも僕がけがをしたのは、消防団で招集を受けたからであって、これは公務やからとか、云々とか言って、それなら仕方がなかんべというふうなこともあるわけで、この適用除外の項目がや

っぱり設けてある以上は、それはそれで合理的やないかと思いますよ。

〇部会長(服部孝規君) 結構、この2って重いよな。議長がというのはな。議長判断が結構、行く ところがあるな、これは。

大体見ておると、公務上の災害、これは明らかやでわかるで。だけど、2は議長が認める場合というね。そういう形の適用除外をされておる。

ちょっと今までの議論の中で、何か事務局、言うことがあったら。聞き取りをしてもらった中での 話でね。

髙野さん。

○議会事務局員(高野利人君) 他市に状況を聞いた中で、この特例を適用した事例があるということでお話を伺いました。刑事事件があったんですけれども、それについてはここでいう2枚目の自己都合、疾病、その他の事由というふうに定めがあるんですけれども、その中の「その他の事由」というところで、その刑事事件をみなすというか、ここに含まれるという解釈をされまして、それで欠席の期間が90日を超えたので、これを適用したというお話を伺いました。

それで、このことにつきまして、例えば、勾留期間があって欠席をした日数が90日を超えたということで適用されたらしいんですが、もしそれが無罪であった場合はどうするのかというようなこともお話を伺ったんですけれども、判断としては、欠席をした理由いかんではなくて、欠席をしたという事実のみを捉えて、たとえそれが無罪であっても適用するという判断をするというようなことでお話を伺っております。そういう事例がございましたので紹介させていただきました。

○部会長(服部孝規君) それと、もう一つ関連するのが、2枚目の議員報酬の減額の頭のところに、これは3条やったり5条やったりするのやけれども、ここに例えば、鳥羽市は、議員が疾病その他の事由によりという、ここで書いておるのやね。それから、桑名市は「議員が自己都合」、この自己都合というのはよくわからんのやけどさ、自己都合、疾病、その他の事由という言い方をしておるな。それから、多治見は、もう長期欠席期間が生じたというだけ、これはね。それから、尾鷲は、自己都合、疾病等によりと。それから、西脇は、自己都合、疾病等により。尾鷲と西脇はセットみたいな。ここで、ある程度の欠席の理由を示して、それに対して減額しますよと。だから、その趣旨のところではこういう書き方でもいいのかもわからん、鳥羽市のような書き方で。

それを具体的に減額する場合は、鳥羽市でいうと3条で、どういう理由のときにということをちゃんとうたってあるわけやで、そこでやるという方法はあるね。

髙野さん。

- ○議会事務局員(高野利人君) 他市に聞き取りを行った中で、一応、先ほど話のありました自己都合という部分でお答えをきちっといただけたのが桑名市さんなんですけれども、これにつきましては、病気とか事故とか刑事事件とか、それ以外で、もう全く無断欠席といいますか、そういう理由のない欠席ですね。そういう場合を自己都合という解釈をされておるということでお伺いをしております。
- 〇部会長(服部孝規君) 西川委員。
- **〇部会員(西川憲行君)** ちょっと髙野君に聞きたいんですけど、さっきの事例の中で、刑事事件になって90日を超えたので、規定どおり減額されたと。刑事事件になっても90日を超えていなかったら、その議員さんは減額されなかったということでええんかな。
- 〇部会長(服部孝規君) 髙野さん。

- **○議会事務局員(高野利人君)** お話を伺った中では、90日を超えたのでということですので、超えなければ減額はされていないというふうに思います。
- **〇部会長(服部孝規君)** 減額の対象にならへんもんな。 西川委員。
- **〇部会員(西川憲行君)** ならんということやな。あくまで倫理規定ということでなく、欠席規定やで、そういうことやね。倫理規定やったら、そこでそういう犯罪を犯したで、その処罰としての減俸。例えば、市の職員だったら、何かしたで減俸ってなるやろうが、それはないということ。
- 〇部会長(服部孝規君) 髙野君。
- **〇議会事務局員(高野利人君)** あくまでも、おらんだという事実のみを見るという解釈だそうです。
- **〇部会長(服部孝規君)** 後で議論せんならんけど、それじゃあ何日を超えたらそれを適用するかというのが、この減額の中の、まず議論せんならんところやね。90日というところもあるし、もっと長いのがあるかな。大体90日か、この例では。

もっと長いのもあったね。何か、1年というのもあらへんか、どこやら。 ちょっと休憩しましょうか。

> 午前10時56分 休 憩 午前11時07分 再 開

○部会長(服部孝規君) 休憩前に引き続き、やります。

今、多治見についてはちょっと問い合わせ中で、返事が来次第、また報告をいただくということに したいと思います。

かなり絞れてきたんかなあというふうに思いますけれども、定義なんかは、もう本当に言葉の意味 が書いてあるだけなので、これはもう別に議論することもそんなにないやろうと。それから、届け出 のところについては、多治見市だけなんやね、届け出という規定があるのは。これをうちも入れるか 入れやんかという。

西川委員。

- **〇部会員(西川憲行君)** 理由のいかんを問わず、もう会議に欠席した場合はということなので、届けても届けなくても一緒ということではないのかなあという気がしますけど。
- **〇部会長(服部孝規君)** 理由のいかんを問わずということやなしに、減額のところで、さっきも言ったように、ある程度、例示はしてあるのな。だから、疾病その他の理由によりと鳥羽でも書いてあるわけやな。だから、そういう意味では、ある程度、例示がしてあるわけやな。そういうときに届け出をするのかせんのかというようなことやと思うんやけどな、これはね。

けど、届け出をしたからどう、届け出をしなかったからどうという話でもないんやな、これは。

- 〇部会員(西川憲行君) そういうことですよね。別に条例に書く必要はないような。
- **〇部会長(服部孝規君)** ということで書いていないんやと思う。例えば、疾病で届け出をしたら除外しますよという話と違うわけや。ただ、これは多治見の場合は、ちゃんと届け出はしなさいよと。これは書かなあかんことやなしに、倫理上というか、道義的な問題やろう。交通ルールを守りましょうみたいな話やろうと思う。あえてこれは書く必要もないかなという。これを書かなあかんような状態では困るしな。

それから、その下は長期欠席期間の延長に関する準用。前条の規定は、前条で届け出た期間の延長

に準用する。つまり、3条の規定は3条で届け出た期間の延長に準用する。 西川委員。

- **〇部会員(西川憲行君)** 手術して3カ月休む予定やったのが1カ月延びましたということやないですか。同じ理由でもう一遍、延長しますよと。
- ○部会長(服部孝規君) これも、3がなければ4も要らんということやわな。

それじゃあ、これで1は済ませて、2枚目に入ってくるんやな。

要は、減額のここやな、一番大きなところやな。何と何を入れるのか。鳥羽は疾病その他の事由、 それから桑名は自己都合、疾病その他の事由、それから多治見は長期欠席期間が生じたとき、それから を尾鷲は自己都合、疾病等により、西脇もそうやな。

「疾病等により」という言い方と「疾病その他の事由により」というのは一緒やで、これは。 「等」の中に含めたらいいやん、もう。だから、余り違いはない。違いがあるとすると、自己都合というのを入れてあるというのが特色というのと、それから多治見のように、もうとにかく長期欠席期間が生じたらアウトという。これはすっきりしておるでええやないかという議論のやつやな。この辺のところやな、議論するとしたらな。

岡本副部会長。

- **○副部会長(岡本公秀君)** 僕は、多治見がええというか、余計なものが入っておらんというのは、要は疾病その他とか書かんでも、要は長期欠席期間が生じた、理由はいかんを問わずと言って、それならそれで、僕は多治見がすっきりしているかなと思いますね、この部分に関しては。
- **〇部会長(服部孝規君)** 理由が何であれ、とにかく要は、結論としたら欠席したら減らしますよということやもんな、これは。書いても書かんでも。例えば、疾病は除きますよという話で書いてあるわけと違うんやねんもんな。
- **〇部会員(西川憲行君)** そうそう。その前の行に、疾病やでといって医者からの診断書を持ってきたら、その間は除くとかというわけではない。
- **〇部会長(服部孝規君)** だから、これを列挙しようがしまいが、結論は欠席したら削りますよということやわね、要は。減額しますよということやから、ここのところをどう書いても一緒といえば一緒なのかわからんな。

自己都合は要らんやろうなと思うな。要するに、もう無断で休むというやつやでな。無断欠席やろう。そんなものまでわざわざ例示で上げてやる必要はないわな。起こり得るのは疾病とかさ、そんなのは起こり得るわな。公務上のあれでけがしたとかという、そういうのは起こり得るやろうけれども。

- **〇部会員(西川憲行君)** ここは、多治見採用でいいんじゃないですか。
- ○部会長(服部孝規君) 多治見を採用しますか。長期欠席期間が生じたときと、これを採用すると。 次は、この期間なんさな。90日を超えというのは大体共通しておるのやけれども、鳥羽は90日 から180日以下、それから180日から365日以下、365日を超えるときと。それと、もう一 つの区分は、桑名も一緒か。それから、多治見も一緒やね。尾鷲も一緒か。全部一緒やな。すると、 この区分は基本的にこれで、どこともあれやということやな、共通ということやね。

問題は、率やね。鳥羽は100分の20、100分の50、100分の100。それから、桑名は100分の80、100分の70、100分の50。

だから、100分の20、それから30、それから50ということ。

それから、多治見も20、50、100やね。多治見と鳥羽は一緒なんやね。

ここからをどうするかやね。まず、90日を超え、180日以下は100分の20というのは、大体、大勢みたいやね。問題は次やねんな。180日を超えて365日以下の場合は、100分の50のところもあれば、30というところもあるという。30か50かと。

- ○部会員(西川憲行君) それが365日以上にもかかってくる。
- **〇部会長(服部孝規君)** かかってくるんやな。そこでちょっとブレーキをかけると、最後にかかってくるわな。

どうします。難しいところやな、これは。

これはどっちがわかりええやろうなあ。減額割合と書くのと支給割合と書くのと、どっちがわかり ええやろうなあ。そうやけど、減額という表示をするんやったら減額割合やろうなあ、やっぱり。条 例の条の見出しに減額と書いてあれば、やっぱり減額割合を書いたほうがわかりやすいんやろうなあ。

要は、削ってやろうかという条例なんやで、これは。欠席したら削ってやるよという条例なんやで。 そうしたら、20、50、100で、とりあえずいきますか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) これは、案やでね。

まだ皆さんに諮らんならんで。

そして、この2項は、前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月から議会の会議等に出席した日の属する月まで適用する。これは独特の言い方なんやな。欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月から、議会の会議に出席した日の属する月まで適用する。

具体的に、例えばきょうは5月9日やろう。5月9日で欠席期間が90日を超えるとしたら、それの属する月の翌月やで6月やな。6月からという言い方になるわけやな、この表現は。わかる。だから、月の途中であれば翌月から。それが例えば5月1日という初日、月の初めの日であるときは、その月やと言っている。5月1日の場合は5月からということやねん。そういう読み方をするという。

役所の手当もみんなそうや、これは。例えば、手当の申請をするやろう。月の途中で出すと、手当はその翌月からもらうわけや。ただし、初日、1日の日に出したら、その月からもらえるという。そういうので僕はこれをよく覚えておるのやけどさ。

ここらもそうやで議論が要るのかなあ。翌月というのが大勢か。多治見と鳥羽やな、比較対象は。 絞ってもよさそうな気もするなあ。

まだまだこれは検討する余地があるので、きょうのところは趣旨に関しては鳥羽市でよかろうと。 それから、定義はもう特に議論しませんでしたけれども、定義はもういいだろうと。それから届け出 とか、それに付随する多治見市のこの2つは採用しないということと、それから議員報酬の減額の率 については20、50、100でいくと。それから、最初の条の書き出しのところは、長期欠席期間 が生じたときという、多治見のこれを採用すると。具体的にあえて疾病や何やと書かないということ ね。

ここまで進んだということで、次回は期末手当の減額以降をやりたいと思います。 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) これで案ができたとしても、今度はまた会派へ持っていってもらって、い

ろいろ意見が出るので、またそれで修正がかかってくるので、やっぱりそういうキャッチボールをできるだけしたほうが、これはいいと思う。みんなのものになっていくんやわ、そうすると。

それじゃあ、次の問題に移ります。

その他のところへ入ります。これは1つ皆さんに提案なんですけれども、現在、議会の議決事件というのが……。資料を説明してもらおうか、先に。

髙野さん。

○議会事務局員(髙野利人君) それでは、お手元の資料3をごらんください。A3の縦長の資料でございます。

「都市マスタープラン」を議決事件としている他市の状況ということで、調査をさせていただきました。

まず1枚目でございますけれども、これにつきましては県内の他市の状況でございます。

県内につきましては、四日市市、鳥羽市、尾鷲市、伊賀市が都市マスタープランを議決事件としております。4市でございます。それと、めくっていただきまして2枚目なんですが、北海道の名寄から京都府の京丹後まで上げてあるんですが、これにつきましては議決事件としている市をピックアップさせていただいたということで、これだけしかないということではございません。全国調べてみると多数の市が議決事件にしておりますので、都市マスタープランを含めまして、複数の計画について議決事件にしておるところをピックアップさせていただいたという状況でございます。

そして、1枚目に戻っていただきまして、県内の状況について、ちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、まず四日市市につきましては、議会基本条例の中で、議会は行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法第96条第2項の規定により、特に重要な計画等を議決事件として加えるものとするとしまして、前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除くとされておりまして、まず第1号としまして、災害対策基本法に規定する地域防災計画の策定及び変更に関すること。第2号で、水防法に規定する水防計画の策定及び変更に関すること。第3号として、老人福祉法に規定する老人福祉計画の策定及び変更に関すること。第1号としまして、介護保険法に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。第5号としまして、都市計画法に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。第6号として、市民自治基本条例に規定する総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定及び変更に関することという6項目を規定しておりまして、その第5号で都市計画法云々ということで、これが都市マスタープランに当たるということでございます。

続いて、鳥羽市でございますが、こちらにつきましては、より具体的な計画名を列記してございます。その部分だけ読み上げさせていただきますと、鳥羽市基本構想並びに鳥羽市基本計画。それと続いて、前号に掲げるもののほか、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関することで、次に掲げるものということで、アからオまで、鳥羽市行政改革大綱、総合保健福祉計画、観光基本計画、都市マスタープラン、アからエまでに掲げるもののほか、議長が必要と認める計画となってございます。

続きまして、尾鷲市でございますが、こちらにつきましても具体的に計画名を列記されております。 総合計画の基本構想及び基本計画、都市マスタープラン、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保 健福祉計画、障がい福祉計画。 それと、一番最後、伊賀市でございますが、こちらにつきましては、上の3市とはちょっと表現が 異なっておりまして、第2条の第2号で、前号に掲げるもののほか、期間が5年以上のもので、市行 政の基本的な施策に係る計画等の策定、変更または廃止という文言のみ、条例でうたってございます。 それで、実際にこの規定に当てはめて議決した計画はどんなもんがあるのやということで問い合わせ をさせていただきましたところ、下に米印で列記させていただきました基本構想、基本計画から始ま りまして、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画、男女共同参画基本計画まで、多数の 計画を議決しておるということで確認をさせていただいてございます。以上でございます。

○部会長(服部孝規君) 今回、こういうことを出させてもらったのは、これは私のほうの提案で、これを検討課題にするかどうかをきょうは決めていただきたいんですけれども、この間、結構、計画物を中間の骨子の段階で意見を入れて、それから最後のパブリックコメントの直前で、最終、また議会が意見を言うという作業をずうっとやってきました。やっぱり、あれをやったことによって、我々が今まで、いわば計画に目を通さなかったような状況が、結構、議員の皆さんが計画に目を通すようになったんではないかなと。そういう効果は今回あったのではないかなというふうには思います。

ただ、それだけでいいのかなというのもあります。というのは、計画としてできてしまえば、もう議会はそれで何もしないということになる。けど、考えてみたら、議会が議決ということまでやれるんかなと。例えば、総合計画なんかは議会の議決になるので、当然、議案質疑から何からやるわけですわね、より深められるという。こういうこともあるので、ある程度、議決ということをもうちょっとふやしていってもいいのかなと。

今回、総合計画に合わせて、かなり基本的なやつは計画が立てられたんです。ただ、都市マスタープランに関しては、29、30の2年度で策定をするということなので、これはちょっとずれているんです、我々が議論してきた計画とはね。

だから、そういう意味では、今ここで都市マスタープランも含めて議決事件にするという方法があるんではないか。それをしておけば、今度マスタープランができてきたときに、議会で議決事件になる。当然、議案として出てくる、議案質疑をする、最終は採決もするという形になるわけ。今のままやと、それがない。マスタープランに対して議会の意見として反映することはいろいろできるんかもわからんけれども、最終的に議会が議決をするという対象には、今なっていない。けど、都市マスタープランぐらい大きな計画なら、やっぱり入れ込んでもいいんやないかなと。とりあえず当面ね。

ただ、それ以外の他市を見るともっといろんなものも入れているわけです。こういうものについては、今後やっぱり考えていく必要があるんかなというふうに思います。ただ、今の時点で、これがもうほとんどの計画ができているんで、今すぐにというのは、やっぱりこの都市マスタープランぐらいかなあという意味で、都市マスタープランをまず、この議決事件に上げるということについての検討をするかどうか、検討部会で。上げるかどうかじゃないです。検討部会の検討の課題として上げるかどうかということだけをきょうは諮りたいということです。

いかがですか。

髙島委員。

〇部会員(髙島 真君) そのような、いろんなこういう他市の事例があるんだったら、他市の事例 に基づいて、うちらもそれの検討をまずして、まず検討の土俵に上げるというのは、基本的に僕は賛成やと思います。

〇部会長(服部孝規君) ほかには。

新委員。

〇部会員(新 秀隆君) やはり総合計画じゃないですけど、それについて行政側もやはりそれなりの準備といいますか、精度を高めるもの、その辺がやっぱりいいものができるためにも、課題の中に入れたほうがよいんではないかとは私は思います。

- 〇部会長(服部孝規君) 副部会長。
- ○副部会長(岡本公秀君) 私も特に異議はない。
- 〇部会長(服部孝規君) 西川委員。
- 〇部会員(西川憲行君) 異議ありません。
- 〇部会長(服部孝規君) 会長さん、何かご意見があれば。
- **〇会長(中村嘉孝君)** 前向きに協議していただきたいと思います。
- 〇部会長(服部孝規君) 副会長。
- **○副会長(森 美和子君)** どうせやるんであれば、もう今、今回もかなりの数はもう終わっているので何年か後になりますけど、全て入れた中で、そうすると関与するのは都市マスぐらいなので、その次のステップで全部を入れるということではなくて、もう既に入れておいたほうがいいのではないか。それは、何にするかという取捨選択は、どうされるかというのは検討されたらいいと思いますけど。
- ○部会長(服部孝規君) なるほどな。そこは私もちょっと迷った。要するに、都市マスだけをとりあえず上げるというのは、さっき説明したような理由でなんやけれども、だけど最終的にはやっぱりこの四日市やとか、鳥羽でもそうなんやけれども、ある程度、やっぱり全体を見て、市行政にとって重要な計画を上げておるわけやな。そういう意味では、都市マスだけを上げるというやり方では、やっぱりあかんのやないかなと。だから、いずれはやっぱり基本的なやつについては上げていくと、もう既に計画はできておるのやけど。だから、5年後になるのかなと思うけれども、やっぱりそれを議決事件に上げていくという必要はあるんかなと思う。

その辺はどうですかね。それも含めて、検討課題で上げるという。最終的にどうするかは、また結論は別にして、検討課題に上げるということでよろしいか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) 都市マスだけではなしに、副会長が言われたような、他の主要な施策に関する計画についても含めて検討課題に上げるということでいきましょうか。

副部会長。

○副部会長(岡本公秀君) もう、この前から、各委員会別にいろんな5カ年計画とか、ようけ出てきましたやんか。あれがいっぱいあったわけですけれども、そういうのを全部議決の対象にすると、全部議案として出るわけやわな。それに関して、本会議で質問もできるしというような体制になるわけですよね。

やっぱり何年にもわたる計画やもんで、きちっと決めやないかんということもあるから、だからそれに関しては賛成です。いいと思います。

〇部会長(服部孝規君) 一遍、この1年の間で、計画について出てきたやつの一覧をまた改めて出してもらおうかな。それともう一つは、例えば、都市マスのようにこれから先で出てくるような計画

があるのかどうか。この総合計画に合わせてやったやつはやったやつでリストアップしてもらう。それとちょっとずれたような、都市マスのようなずれたような形で出てくるような計画、大きな計画。 行政内部が共有するような、そんなものまでは含めやんのやけれども、やっぱり市民生活にとっても 市政にとっても大きなものについては入れてもらうという。それをちょっと一覧をつくってもらおうかな。

渡邉室長。

○議事調査室長(渡邉靖文君) 予算説明会、2月のときに、今年度策定する計画はどんなのがあるかというのを把握するために、各委員会別で、その計画一覧が出ております。それは、もう既に改定したやつも含めて上げてありますので。その中で、今年度、29年にやるやつは、特にわかるような書き方をしてもらってあるので、それを見ていただければと思います。

ことし関与するのは、もう総務はございません。産建が3つ、4つ、教民が5つ、6つやったと思いますが。そんなところでございます。それはまた、次回お出しさせてもらいます。

〇部会長(服部孝規君) それじゃあ、その資料をもとに検討課題に上げるということでやっていきたいと思います。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) じゃあ、最後に次回なんですけれども、日程の相談なんです。

5月は管内視察とか、末になると6月議会に入ってきますので、5月はちょっと厳しいかなあと、 準備期間も含めて考えると。6月はもう1カ月間、定例会になるので、7月の日程の中で部会を設定 したい。

今のところ、前半部分で広聴広報の会議があるのと、それから視察が6日、7日が教民の視察があって、それから13、14が産建の視察が入るんですわ。だから、この辺を外して、18、19のあたりで設定をしたいと思うんですけれども、いかがですか。

どっちでもよろしいか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) それでは、7月18日の10時からということで、次回、設定させていただきます。

次回は、引き続き長期欠席者の問題の残りの部分を議論したいということと、それから今言った都市マスタープランを初め、市の主要な計画を議決事件に入れるという問題ね。この問題も議論をしていきたいというふうに思います。それ以降、またいろいろ課題が出てくるかわかりませんけれども、とりあえずそんなことで進めたいと思います。

以上で終わりたいと思います。ご苦労さまでございました。

午前11時39分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 5 月 9 日

議会改革推進会議検討部会長 服 部 孝 規